

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様

学校教育局長

中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての部活動の留意事項について（通知）

このことについて、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について」（令和2年5月26日付け教健体第147号通知）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」（令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ＆Aの送付について（5月21日時点）」（令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡）を踏まえて、対応いただいているところですが、特に次の事項について、適切に対応するようお願いします。

また、石狩管内については、学校再開後、1～2週間程度は、分散登校や1日の授業時間の削減を行うことから、この間は部活動を自粛するようお願いします。

記

- 1 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定及び大会等の参加）については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。
- 2 生徒等の感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮を行うこと。
なお、感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮ができない場合は、活動を自粛すること。
- 3 臨時休業及び春季休業期間において、運動不足になっている生徒もいると考えられることから、十分な準備運動を行うとともに、十分な練習期間を経ないうちは、対外試合や校外での合宿等身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 4 対外試合や校外での合宿等については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要であること。

（健康・体育課健康・体育指導係）

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての部活動の留意事項について（通知）

このことについて、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開について」（令和2年5月26日付け教健体第146号通知）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」（令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」（令和2年5月22日付け学校教育局長事務連絡）を踏まえて、対応いただいているところですが、特に次の事項について、適切に対応するようお願いします。なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

記

- 1 部活動の活動時間等（休養日や活動時間の設定及び大会等の参加）については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を厳守すること。
- 2 生徒等の感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮を行うこと。
なお、感染リスクを可能な限り減らすための十分な配慮ができない場合は、活動を自粛すること。
- 3 臨時休業及び春季休業期間において、運動不足になっている生徒もいると考えられることから、十分な準備運動を行うとともに、十分な練習期間を経ないうちは、対外試合や校外での合宿等身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 4 対外試合や校外での合宿等については、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要であること。

（健康・体育課健康・体育指導係）